

○郵送による国民健康保険脱退手続きのご案内

(1) 必要書類

① 社会保険の保険証 (写し)

※該当者全員分のもの

※内容確認のため勤務先に照会させていただく場合があります。

写しの余白に、勤務先住所及び電話番号の記載をいただくとともに、可能であれば担当者様に、照会の回答をいただけるよう事前にお伝えください。

② 国民健康保険被保険者証 (原本)

※該当者全員分のもの

※破棄又は紛失された場合には省略可

③ 届出人の本人確認書類 (写し)

- ・運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等顔写真のついた身分証
(又は医療機関の診察券やキャッシュカードを2点以上)

④ 世帯主及び手続きに該当する被保険者のマイナンバー確認書類 (写し)

※マイナンバーカードや通知カードがない等により提出が困難な場合には省略可。

※番号確認後、こちらで処分します。なお、返却希望の場合はその旨記入してください。

※番号法規定事務に必要な場合、市が個人番号を確認し法令の範囲で利用することがあります。

⑤ 国民健康保険被保険者資格届

※本ページ内提供書式から印刷するか、希望により自宅へ送付することができます。

※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

⑥ 福祉医療費による医療の受給資格(変更・喪失)届書 (該当者のみ)

※前橋市のホームページからダウンロード可能です。

(2) 税額の変更について

脱退による税額の変更が生じた場合は、届出の翌月以降に世帯主様宛に変更通知書を送付します。脱退した場合、脱退した月の前月分まで計算されます。

変更通知書がお手元に届くまでの期間は、現在お持ちの納付書で納期限毎に納付をお願いします。変更通知書送付した後に、清算して還付になる場合は、別途収納課から還付の通知を送付します。

(3) 送付先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所

国民健康保険課 賦課係 宛

※なお、お届けいただく書類は、個人情報が多く含まれる書類ですので、可能であれば簡易書留等での発送をお願いします。

【前橋市役所 国民健康保険課 賦課係 直通電話 027-898-6250】